

仕様書

(冷凍自動販売機設置に係る行政財産の貸付)

1 貸付の目的

本貸付事業は、市有財産の貸付により、自主財源の確保に努めるとともに、市内製品のPR及び市内事業者支援を目的とする。

2 貸付場所

所在地	貸付場所	貸付面積	設置台数
茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号	茅ヶ崎市役所分庁舎1階エレベーターホールの一部（別表参照）	1.2平方メートル (幅1.2m×奥行1.0m)	1台

貸付場所は、冷凍自動販売機（以下「自動販売機」という。）1台を設置するために使用すること。

3 貸付期間

令和5年2月1日から令和8年1月31日まで

4 設置機器の仕様

- (1) 冷凍用の自動販売機であること。
- (2) 自動販売機の外装にはラッピングを施すこととし、茅ヶ崎らしい、市の魅力が伝わるデザインとすること。
- (3) 自動販売機の本体には、市内製品を取り扱う自動販売機であることを明示すること。
- (4) 自動販売機は、別表で示す「貸付場所」の範囲を超えないものとする。
- (5) 新旧500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。
- (6) ピークシフト・ピークカット、省エネルギー、ノンフロン対応など環境負荷の低減に十分配慮した機能を搭載したものを設置すること。
- (7) 複数の電子マネーが使用できるものであること。
- (8) 利用者に使いやすく開発されたユニバーサルデザインのもの、タッチパネル方式の機器を設置することについて、極力導入に努めること。

5 設置条件

- (1) 貸付期間が開始する令和5年2月1日（水）以降に自動販売機の設置を行うこと。なお、設置作業の日時は入札後に協議の上決定することとする。
- (2) 契約期間中の自動販売機の更新は、閉庁時間中に実施すること。
- (3) 電気料金は借入人の負担とし、電力使用量計測用子メーターを設置し、それによる実

費を賃貸人が発行する納入通知書により指定する期日までに納付すること。

- (4) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費用含む）維持管理等にかかる一切の費用は賃借人の負担とする。
- (5) 自動販売機の設置にあたっては、施設の躯体に負担がかからない方法により、転倒防止などの安全対策を講じること。また、賃借人の責任で周囲の清掃を心がけること。
- (6) 毎年度終了後、前年度の収支実績を含む事業報告書を提出すること。
- (7) 自動販売機の故障時の連絡先を明記し、故障及び苦情については、賃借人の責任において対応すること。

6 販売内容

(1) 販売内容の指定

ア 市内産品PRのため、販売商品は全て市内産品とすること。

イ 販売商品は、3者以上の事業者（賃借人を含むことも可）から調達するよう努めること。

※市内産品とは、次のいずれかに該当するものとする。

- | | | |
|---|-------------------------------|---|
| 〔 | ①市内で生産され、採取され、若しくは水揚げされた農林水産物 | 〕 |
| | ②市内で製造され、若しくは加工された食品 | |

- (2) 販売商品の種類は、バラエティに富み、利用者にとって魅力的な品揃えにするよう努めること。

7 維持管理

- (1) 賃貸人は、自動販売機に係る維持管理は一切行わず、賃借人の責任により維持管理すること。
- (2) 商品の補充、金銭管理などの維持管理については、賃借人が責任を持って行うこと。
また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
- (3) 賃借人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、賃貸人の責に帰さない事由による場合は、賃借人が補償すること。
- (5) 賃借人が機種の変換を行う場合は、予め賃貸人に申し出たうえで、賃貸人の承諾を受けること。
- (6) 賃貸人は、賃貸人の責によることがあきらかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、賃借人は自動販売機が毀損、汚損または紛失した場合は、速やかに復旧することとし、復旧にかかる費用は賃借人が負担すること。
- (7) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関

係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

- (8) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

8 貸付料の支払い

- (1) 貸付料は、入札により決定した金額に消費税相当額を加算した額とする。なお、貸付料の消費税相当分については、契約締結時点での税率によるものとする。また、契約期間中に消費税及び地方消費税の改定があった場合は、改定後の消費税率により算出した額とする。
- (2) 借入人は、貸付人が指定する口座に、年度ごとに契約書で定める期限までに貸付料を納入すること。